

慶長・元和期の

後藤庄三郎宛来状写『朶雲箋帖』(2)

西脇 康

二 朶雲箋帖の翻刻例 (承前)

一七 (元和元年) 三月一六日 山形 (最上) 駿

河守書状写 後藤庄三郎宛

(追伸) 猶々、悪筆ながら右筆」にて申上候、以上」

一書申入候、仍坂紀伊守」罷下候二、御状、

殊ニ忝ツ書」被下候、被入御念候義不□」事

忝次第二候、然ハ、拙者」とくニ罷下候所ニ、

来月」右兵衛様御祝言ニ付て、」大御所様尾州

へ御登被成」事、又大坂之義など佐州」

以万被仰付候間、さい所へ」人数よひニ遣申

候、昨日」土井大炊殿へ登 其婦」次第とか

く之御さたとの」儀ニ候、御おんミつにて御

意被成候」やうす委御存可被成候間、」不能

其儀ニ候、将又大坂」御登ニ候ハ、御先手被仰

付候様ニ御次でヲ以 被仰上」可被下候、拙

者之義ハ、多」上様御取立ニ候間、身をかへ」

り見す申上ニ候、必々望入存候、」仰遣し候て

よりハ、何と」申上候ても罷成ましく候間、」

御意以前ニ御次でを以御心」得望入候、委細

武久正兵衛ニ」申ふくめ候、御意ニより近江」

知行、又京などへも申」のほせ候へ由、かの
人ニ申付候、」何事も重て可得御意候」条、不
具候、恐惶謹言」

(最上家親)
山形駿河守

(元和元年)
三月十六日

後藤庄三郎様

人々御中

一八 年末詳六月二四日 藤堂和泉守書状写

松平右衛門・片山宗哲・後藤庄三郎宛

(追伸) 以上」

態申入候、仍桑山」左衛門佐方より同左近」

方へ相渡候知行、」時分柄候へハ、急度」被相

渡候様ニ、左衛へ」可有御申候、我等かた」

よりも書状遣候、然上ハ、」祝言之儀も定日被

相定、目出被申合、」可然候、各御肝煎候て」

相濟候処、自然遅々」候へハ、不可然事ニ候間、」

弥被入御念可被仰」渡候、いまだ知行之義も」

不相渡、祝言之事も」不定迷惑之由、左近」

方より申来候条、さて」如此候、恐惶謹言」

六月廿四日

(松平右衛門佐正徳)
松平右衛門様

(片山)
宗哲 老

後庄三様

人々御中

(藤堂高虎)
藤堂和泉守

同年同月 朶雲箋帖 下巻

(表紙、題箋貼付)

「朶雲箋帖 下」

一九 年末詳卯月一八日 松平 (前田) 筑前守

書状写 後藤庄右衛門宛

態被仰達候、相国様」御気色弥被為成御」本

復之旨承、千秋万」歳目出度奉存候、」因茲以

使者申上候条、」御次で之砌、可然様御」取成

奉頼候、委細今枝」内記可得御意候、恐惶」謹言」

(前田利常)
松平筑前守